

経 第 433 号  
令和2年9月10日

各関係団体の長 様

千葉県商工労働部長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止対策の周知徹底について（通知）

日頃、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に御協力いただきありがとうございます。

県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、特措法第24条第9項に基づき、協力要請を行っているところです。

このたび、新規感染者数の発生が一定程度減少してきたことなどから、本日開催した千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添 報道発表資料のとおり令和2年9月10日から「多人数での会食」の自粛要請を解除することを決定しましたのでお知らせいたします。

つきましては、当該協力要請の内容について、貴団体の会員に対して速やかに周知いただきますようお願いいたします。

なお、引き続き、「感染拡大防止対策チェックリスト」により感染拡大防止のための取組を適切に行うとともに、業種別の感染拡大予防ガイドラインが策定されている場合には、それを確実に実践し、感染拡大防止対策を徹底していただくとともに、従業員同士の感染拡大も発生していることから、業務以外の場においても「3つの密」の回避、「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」を始めとした基本的な感染対策を継続していただきますよう、周知をお願いいたします。

引き続き、感染拡大防止対策に御理解・御協力をお願いします。

(連絡先)

千葉県商工労働部経済政策課政策室

電話：043-223-2769

E-mail：keisei11@mz.pref.chiba.lg.jp